

2020年6月22日
富国生命保険相互会社

医療保険に付加された入院初期給付特約における追加支払いについて

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）では、下記に記載の特約が付加された医療保険契約にご加入のお客さまの一部におかれまして、当該特約に定める入院初期給付金のお支払いができていなかった事象が判明しました。

これまでの弊社調査により、追加支払いの対象となる契約数は 3,102 件、追加の支払金額の総額は 175 百万円となりました。今後、該当の契約にご加入のお客さまに対して、弊社から個別にご案内をさせていただき、誠意をもって対応いたします。

お客さまへのご案内およびお支払いは 7 月上旬以降を予定しております。

また、ご解約や契約期間の満了等により、既に保険契約が終了しているお客さまにおかれましても、追加でのお支払いとなる可能性があります。お手数ではございますが、お心あたりがございましたら、以下の問い合わせ窓口までご照会いただきますようお願い申し上げます。

かかる事態を招き、お客さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

記

1. 追加支払いの対象となる特約の名称と発売期間

特約名称	発売期間
5 年ごと利差配当付医療保険または無配当医療保険に付加された <u>入院初期給付特約</u>	1997（平成 9）年 6 月から 2000（平成 12）年 1 月まで
5 年ごと利差配当付医療保険または無配当医療保険に付加された <u>新入院初期給付特約</u>	2000（平成 12）年 1 月から 2007（平成 19）年 3 月まで *1
5 年ごと利差配当付新医療保険、5 年ごと利差配当付終身医療保険または無配当新医療保険に付加された <u>入院初期給付特約（01）</u>	2001（平成 13）年 10 月から 2014（平成 26）年 3 月まで *2

*1 2001（平成 13）年 11 月以降は中途付加のみのお取扱い

*2 2009（平成 21）年 4 月以降は中途付加のみのお取扱い

※上記特約の概要

▪ 入院初期給付特約

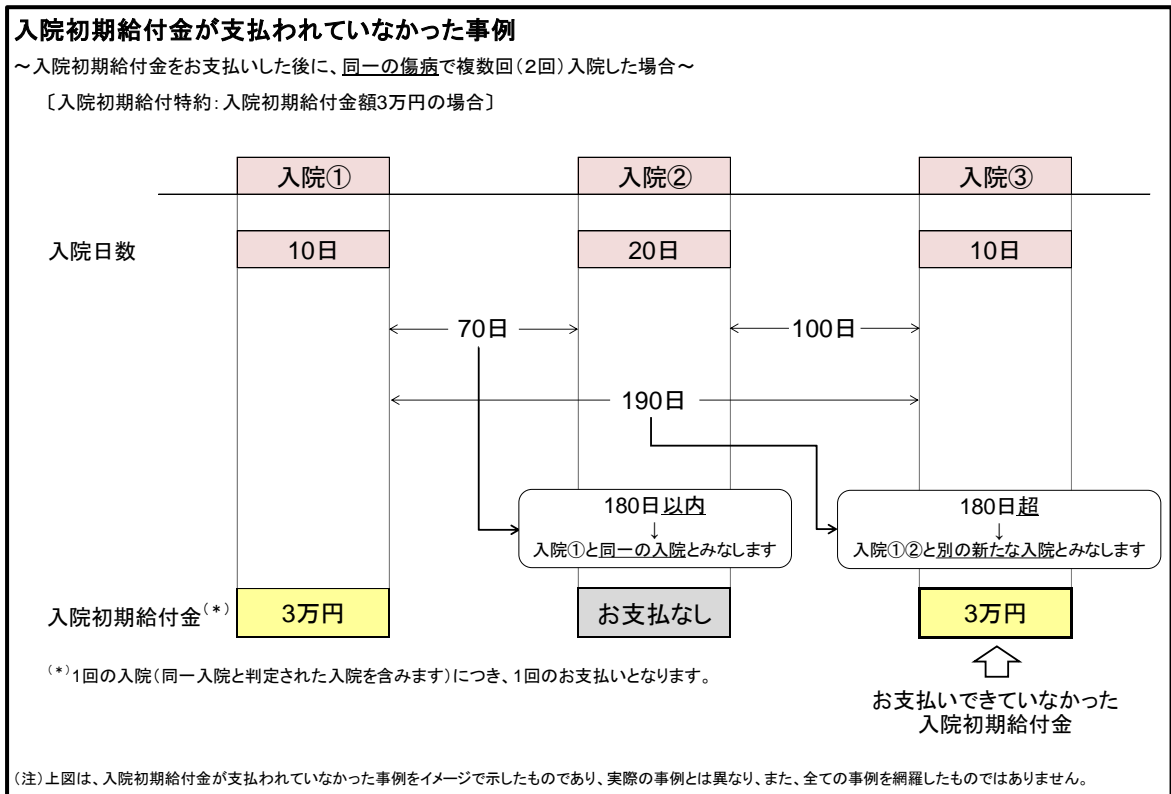
病気や災害で 5 日以上継続して入院されたとき、一時金（入院初期給付金）をお支払いします。
〔1 回の支払につき 3 万円または 6 万円〕

▪ 新入院初期給付特約、入院初期給付特約（01）

病気や災害で 2 日以上継続して入院されたとき、一時金（入院初期給付金）をお支払いします。
〔1 回の支払につき 1 万円～10 万円〕

2. お支払いができていなかった事象の概要

入院初期給付金の支払いにかかるシステムおよび査定事務の不備を原因として、当該特約の支払事由に該当する入院（「最初の入院」といいます。）をされ、入院初期給付金をお支払いしたご契約において、その後、同一の傷病で複数回入院した場合に、最初の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院の一部について、入院初期給付金のお支払いができていなかった事象が発生しました。



3. 再発防止について

今回の事態を真摯に受け止め、今後、同様の事象が発生しないよう、保険金等支払管理態勢の一層の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

以上

【問合わせ窓口】

フコク生命 お客様センター

電話：0120-259-817

受付時間：平日 午前9時から午後5時（12月30日から1月3日を除く）